

## 様式例 12 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

### 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：令和3年7月20日

評価者：川崎区役所指定管理者選定評価委員会

#### 1. 業務概要

施設名	大師公園
指定期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日
業務の概要	公園管理運営に関する業務（樹木等の維持管理、公園施設の維持管理、清掃、巡視・点検など） 潘秀園管理運営に関する業務（樹木等の維持管理、清掃・池清掃、開園・閉園、巡視・点検など） 有料施設管理運営に関する業務（有料施設の維持管理、施設利用者の受付等）
指定管理者	名称：株式会社 石勝エクステリア 代表者：代表取締役社長 合 間 功 住所：東京都世田谷区玉川二丁目2番1号 電話：03-3709-551
所管課	川崎区役所道路公園センター管理課（内線：71500）

#### 2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	<p>大師公園事業計画に沿って管理事務所に必要なスタッフを配置し、適正なサービスの提供に努めるとともに、屋内・屋外トイレ管理、園内除草、潘秀園管理等や園内及び潘秀園の樹木管理等について仕様書の管理水準を上回る実施計画を設定し、必要な作業は計画回数を超えて実施しており、事業期間を通じて適正な維持管理が行われた。</p> <p>大師公園に親しむ機会の創出として、潘秀園の開園30周年事業を始め、多様な自主事業のイベントや取組が実施され、近隣住民、周辺小学校・幼稚園及び各種（障害者・福祉等）施設の方々のほか、多くの市民に来園していただけるよう、健康増進、子育て支援、地域貢献などに繋がる地域包括ケア関連事業を念頭に置いて、魅力の向上を目指した運営が行われた。</p> <p>屋外運動施設については、利用者に快適に利用いただけるよう、利益還元事業予算からミスト扇風機、日除けパラソルの設置等、夏期の熱中症対策の強化、ウォーキングや遊具利用者の利便性向上策を積極的に実施し、テニスコートや野球場のコート面・グラウンド面・野球場の外野芝生の管理を適切に実施し、利用者へ対面ヒヤリング方式調査を実施するなどして課題・要望の抽出を行い、公園利用の促進や利用者の満足度向上に努めた。</p> <p>自主事業として、子どもたちがのびのびとボール遊びができる場の提供として、軟式野球場外野の一般開放（試行）を実施し、利用者及び地域の活性化に貢献した。</p> <p>また、屋外トイレの美化向上策や洋便器改修などに尽力し、公園の便益施設となる清涼飲料水とアイスクリームの自動販売機収入を活用し、各種のイベントや施設維持・設備に還元した。</p>
2	当初の事業目的を達成することができたか。	<p>1 事業目的</p> <p>都市公園である本公園が市民に親しまれている憩いの場であることを十分に理解し、訪れる利用者に対する質の高いサービスを提供するため「公平・公正・平等」を常に意識することで、指定管理者の責務を果たすとともに、サービス向上の取組に対する評価や利用者の声を収集し、管理運営にフィードバックすることで、継続的な管理水準の向上と質の高いサービス提供に繋げていくこと目的としている。</p>

		<p>2 達成状況</p> <p>当初の事業目的を達成するため、期間を通じて、応募提案書及び年度計画書、仕様書に沿って、適正かつ安定的に管理運営が行われた。有料施設（野球場・テニスコート）やトイレについて利用者への対面式ヒヤリング調査を実施するなどして利用者ニーズを把握し、施設改善等に役立てることにより、利用者サービス及び利用者満足度が向上した。</p>
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	<p>公園施設については、利用者等の事故を防止するため、毎日定期巡回を実施し、施設の破損等を発見した場合には、即時に応急処置・補修を行い安全の確保に努められていた。</p> <p>なお、平成30年度、外周園路にて、ウォーキング中の女性の左手と大師公園職員が運転する管理車両（軽トラック）が接触する事故が発生した。原因は、安全確認や歩行者に対する危険予知の不足によるものでした。事故後に「交通事故再発防止検討会」を開催し、管理車両が園内を走行する園路を特定し、走行時には必ず回転灯の点灯及び誘導員を1名配置し、最徐行を徹底する等の再発防止策を確認し、以降適正に管理した。</p> <p>また、平成31年度には、大型台風15号及び19号の影響のより、大師公園内も大木を含む多数の倒木等の被害があったが、所管課と連携し、速やかな啓開活動とその後の復旧に努め、早急な有料施設の再開を果たし、令和2年度以降においては、新型コロナウイルス感染症の防止対策として、県や市の施策に沿って感染拡大防止措置等を実施しており、継続的に公園内の安全管理に努めた。</p>
4	更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。	<p>指定管理者は、毎月、毎四半期及び毎年度に所管課へ施設管理運営の事業報告を行っており、事業目的を達成するために必要な施設管理運営に取り組みされていた。なお、有料施設（野球場・テニスコート）利用に係る利用者アンケート等を実施し、利用者の要望に対して迅速に対応していたが、更なる利用者ニーズの反映・充実化のために、モニタリングやアンケート方法の一層の工夫と改善が望まれる。</p> <p>公園エリア・施設ごとの特色を活かした新たな利用方法や有料施設の平日や閑散時間帯の利用の活性化や新たな利活用方法について、検討する必要がある。</p>
5	非公募更新のための条件を満たしているか（該当施設のみ）	非該当

### 3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	<p>所管課は年間を通じて現地事務所職員と事務連絡などで情報共有を図り、状況把握に努めており、指定管理者が提出する事業報告書（月次、四半期、年間）を精査し、報告に基づく管理運営状況の確認を行い、必要に応じて業務改善や効率化の指示を適切に行った。また、定期的なモニタリングを実施し、施設の維持管理状況を把握・確認した。台風被害や事故発生時には、適宜、現地調査や対応調整を行った。</p>
2	制度活用による効果があったか。	<p>指定管理者制度導入により、指定管理者導入後の第1期から第4期に向けて、途中増税や公契約条例制定などの増額要素もあったが、順調に歳出経費を縮減しており、仕様書の管理水準を下回ることなく、導入前と比べ2百万円以上の縮減効果を得た。また、第4期目で新たな指定管理者に入れ替わって、公園管理に精通した民間企業の専門職員が現地に配置され、良好な施設運営、事業実施を実現しており、制度活用の効果があったことが明らかである。</p>

		<p>【指定管理者制度導入前】</p> <p>(平成 17 年度) 39,778,000 円</p> <p>【指定管理者制度導入後】</p> <p>(第 1 期 3 カ年平均: 39,000,000 円)</p> <p>(第 2 期 3 カ年平均: 38,745,016 円)</p> <p>(第 3 期 5 カ年平均: 38,041,142 円)</p> <p>(第 4 期 5 カ年平均: 37,348,593 円)</p> <p>平成 29 年度 37,000,000 円 (消費税 8%)</p> <p>平成 30 年度 37,000,000 円 (消費税 8%)</p> <p>平成 31 年度 37,372,593 円 (消費税 8%・10%)</p> <p>令和 2 年度 37,685,186 円 (消費税 10%)</p> <p>令和 3 年度 37,685,186 円 (消費税 10%)</p>
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	<p>大師公園内の多くの施設は老朽化しており、指定管理者による修繕費の範囲での対応も多くなってきているため、計画的に修繕を行っていく必要がある。</p> <p>川崎市パークマネジメント推進方針(令和 3 年 3 月策定)に沿って、大師公園駐車場や区内近隣の公園(有料利用施設を含む)との包括的な一元管理化や有料利用施設の平日利用者の増大などが課題となる。なお、当該課題を踏まえ、維持管理やサービス水準を低下することなく、更なる経費縮減や利用者満足度向上を図ることのできる新たな民間活用方法の検討の余地がある。</p>
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	<p>大師公園の施設利用者を対象とした利用者満足度調査を行っており、概ね良好との意見が多い。所管課のモニタリングにおいても、維持管理運営面で概ね良好であると判断している。指定管理者が常駐することで、利用者の安全、安心への取組は極め細やかに実施され、市民サービスは向上しており、施設の維持管理も適切に行われていることから、引き続き指定管理者制度の活用が適当であると考ええる。</p>

#### 4. 今後の事業運営方針について

川崎大師公園は川崎大師平間寺の隣接に位置し、昭和 16 年 3 月に都市計画決定され、都市公園法による住区基幹公園の地区公園として整備した公園(約 8.8ha)である。公園施設としては、テニスコート、野球場、屋外プールのほか、中国庭園(瀟秀園)、各種広場や外周園路を整備している。

年間を通じて多くの市民の皆さんの憩いの場として利用されており、芝生広場や緑陰広場は保育園・小学校の遠足・校外学習、各種イベント会場、TV・広告撮影などに、瀟秀園は散策や写真撮影に、外周園路はジョギング・ウォーキングコースとして活用されている。

平成 18 年度からは指定管理者制度を導入したことにより、施設の特性を活かした運営がなされ、市民に好評を得ているとともに維持管理作業においては、本市の維持管理水準を上回る作業が実施されているほか、利用者の要望等に対しても、柔軟できめ細やかな対応がとられている。

また、有料施設利用者等やイベント実施時の参加者にアンケートを実施し、利用者の要望等を把握するなど、アンケート結果をより活かし、来園者へのサービス及び利用満足度の向上に繋がるよう改善を行っている。

こうしたことから、大師公園については、引き続き、民間活力を最大限活かしていただき、管理水準・サービス水準を確保し、自主事業による利益還元事業等を通じて、更なる利用者サービスの向上を目指すために、指定管理者制度を継続することが妥当である。

更に維持管理やサービス水準を低下することなく、経費縮減や利用者満足度向上を図ること及び有料利用施設の有効活用を目的として、大師公園駐車場や区内近隣の公園(有料利用施設を含む)との包括的な一元管理化及び利用料金制を導入するものとする。